大阪市立大学 140 周年記念シンボルマークの募集について

(趣旨)

大阪市立大学は2020年に創立140周年を迎えます。

大阪市立大学の前身である大阪商業講習所は、五代友厚をはじめとした先人たちのリーダーシップにより、日本近代化の先駆けとして 1880 年に設立され、これを大きな源流として、1928 年には大阪市民の期待を背負い我が国初の市立大学である大阪商科大学が創設されました。

創立 140 周年と記念すべき年を迎えるにあたり、『歴史・伝統 × 感謝・誇り × 革新・飛躍』をスローガンとして、大阪市立大学全関係者と共に、2020 年を『創立 140 周年』として周年事業を展開します。その一環として 140 周年を記念する創立 140 周年記念シンボルマークを募集します。

(使用用途)

本学が作成するパンフレット、資料、Web サイト、その他各種広報物に使用するほか、本 学が関与する各種商品等に使用します。

(応募資格)

本学にゆかりがあること。(例) 学生、卒業生、教員、職員、近隣にお住まいなど

(応募作品の規格等)

- (1) 所定の応募用紙、もしくは日本工業規格A4版白色用紙に、シンボルマークを収めてください。所定の応募用紙を使わない場合、余白に上下を記載してください。
- (2) 一人1作品までの応募とします。1枚に付きデザイン1点としてください。
- (3) 作画はコンピューターグラフィックソフトまたは手書きによるものとしてください。
- (4) デジタルデータで作成する場合のファイル形式は、GIF又はJPEG形式としてください。
- (5) 色数は自由ですが、単色・モノクロで使用することがあります。考慮してください。

(応募方法)

応募用紙に次の事項を記入し、電子メール・郵送・持参にて応募してください。 <記載事項>

- ① 応募者氏名(ふりがな) ② 住所 ③ 電話番号 ④ メールアドレス ⑤ 職業
- ⑥ 本学とのご関係(在学生の場合は学籍番号) ⑦ シンボルマークの説明(コンセプト等)
- ・メールにて応募の場合、件名を「140周年シンボルマーク応募」とし、メール1件につき 3MB未満の容量としてください。

・持参される場合は、平日 9:00~17:00 の時間帯に広報課までお越しください。ただし 2019 年 8 月 13 日・8 月 14 日は一斉休業日のため受付いたしません。

(応募先・お問合せ先)

公立大学法人大阪 市立大学事務局 大学管理部 広報課 140 周年担当 〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138 学生サポートセンター 2 階 電 話 06-6605-3411 (代)

E-mail 140th@ado.osaka-cu.ac.jp

(応募締切)

2019 年 8月30日(金)

(選考方法)

本学の140周年記念事業実行委員会において審査を行い、選考します。 なお、審査の結果「該当なし」とする場合があります。 ※受賞されなかった応募者には、結果の通知は行いません。

(表彰・賞)

最優秀賞 1点(賞状及び副賞として金一封、本学オリジナルグッズ詰め合わせ 贈呈)

(結果発表)

受賞者へ通知するとともに、本学 Web サイトで公表します。(2019年 11月3日を予定)

(採用作品の取り扱い)

受賞者は、受賞の通知を受領した時に、採用作品に関するすべての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)、商標権、その他一切の権利を大阪市立大学に無償で譲渡することとします。受賞者は、何人に対しても、著作者人格権を行使しないものとします。

(応募作品の取り扱い)

応募作品は返却しません。

(注意事項)

- ・募集する作品は応募者が創作した未公表のものとし、第三者の著作権、商標権等の権利 を侵害しないもの、公序良俗に反しないものに限ります。もしこれらを侵害する恐れがあ る場合は、受賞・採用を取り消すことがあります。
- ・採用されなかった応募作品の著作権は大阪市立大学に移転しません。
- ・応募作品は、今後、学内に限定した検討資料や記録のために利用することがあります。
- ・応募に際して記載された個人情報については、本募集事務以外では利用しません。ただし、

受賞者については、氏名、住所(都道府県名および市町村名まで)を公表する場合があります。(応募をもって、氏名、住所の公表に同意があったものとして取り扱います。)

- ・受賞者は、採用作品の一部修正、翻案を大阪市立大学に認めることとします。 (その場合は、受賞者に修正を依頼する場合があります。)
- ・採用作品は商標・意匠の出願・登録をすることがあります。
- ・応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・未成年の方が受賞した場合は、親権者の同意書が必要になります。また、団体で受賞した 場合は、団体の代表者と契約を取り交わします。
- ・第三者に知的財産権の責任を問われた場合、大阪市立大学は一切の責任を負いません。万が一、責任を問われた場合は、全て応募者の責任において解決していただくことになります。
- ・募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合は、大阪市立大学の 判断により決定します。
- ・応募者は、応募の時点で、この募集要項記載事項に同意したものとします。